2024 年 1 月 31 日

新旧対照表（2024 年 4 月 1 日付改定）

1，改定の対象となる規約等

LINE Money 出店規約

2，改定の概要

弊社は、期間限定で提供しているサービスである「FINSCHIA 支払い」について 2024 年 3 月 31 日をもって順次終了いたします。これに伴い、LINE Money 出店規約の「FINSCHIA 支払い」に関わる条文の削除または変更をいたします。

3，改定の内容

以下の新旧対照表のとおりです。

【LINE Money 出店規約】

新	旧
第 2 条 定義	第 2 条 定義
（削除）	13 「FINSCHIA（フィンシア）」とは、LINE Xenesis 株式会社が行う暗号資産交換業において取り扱う暗号資産である FINSCHIA をいいます。
（削除）	14 「FINSCHIA レート」とは、LINE Xenesis 株式会社が運営する暗号資産販売所「LINE BITMAX」のサービスにおいて、FINSCHIA（フィンシア）の売却価格として表示されるレートをいいます。
13 「当社グループ会社」とは、LINE ヤフー株式会社ならびにその子会社および関連会社をいいます。	15 「当社グループ会社」とは、LINE ヤフー株式会社ならびにその子会社および関連会社をいいます。
（削除）	第 5 条の 3 FINSCHIA（フィンシア）の充当による利用（決済） 1 当社所定の実施期間において、利用者が、出店者の出店者サイト等で対象商品の購入等をする際に、対象商品の購入代金等

	の一部または全部につきその保有する FINSCHIA（フィンシア）を支払方法として利用することを望んだ場合、出店者は、FINSCHIA（フィンシア）を当該対象商品の購入代金等の一部または全部に充当するものとします。 2 前項の充当対象金額は、商品代金、サービス料、送料、包装料、消費税その他利用者が出店者に対して支払う一切の金額とします。但し、当社は、当社所定の方法により、充当対象金額の範囲をその判断により制限することができるものとします。 3 利用者が支払方法として利用できる換算率は、1FINSCHIA（フィンシア）＝利用者が出店者等との対象商品の代金決済に FINSCHIA（フィンシア）を利用する時点の FINSCHIA レートに基づき、1FINSCHIA（フィンシア）を日本円に換算した金額とします。 4 出店者は、利用者に対して、充当対象金額以外に FINSCHIA（フィンシア）を利用させてはならないものとします。 5 前各項の規定にかかわらず、当社に対して本条に基づく支払方法を用いることを希望しない旨を書面もしくは電子メールにより通知した出店者または当社がその裁量により本条に基づく支払方法を利用することができないことを決定した出店者には、第 2 条第 13 項および第 14 項、本条第 1 項から前項までならびに次条第 1 項後段の規定は適用しないものとします。
第 6 条 LINE Money 及び LINE ポイントの精算 1 当社は、利用者が出店者の出店者サイト等で対象商品の購入等する際に支払方法と	第 6 条 LINE Money、LINE ポイント及び FINSCHIA（フィンシア）の精算 1 当社は、利用者が出店者の出店者サイト等で対象商品の購入等する際に支払方法と

して利用したLINEポイントを1ポイント=1円として換算し、精算金として出店者に支払うものとします。	して利用したLINEポイントを1ポイント=1円として換算し、精算金として出店者に支払うものとします。また、利用者が出店者の出店者サイト等で対象商品の購入等する際に支払方法としてFINSCHIA（フィンシア）を利用した際には、当社は、当該購入等の際に適用されたFINSCHIAレートにより換算し、精算金を出店者に支払うものとします。
2 当社は、出店者に対し、当社所定の期間における送金依頼合計額（LINE Moneyアカウント保有者から送金依頼がなされた金額に、利用者に利用されたLINEポイント数に応じ前項の規定に基づき計算された精算金を加え、そこから本条第5項に基づき返金の対象となった金額を差し引いた残額のうち、当社所定の期間におけるものをいう。）から、決済手数料およびこれに対する消費税ならびに当社所定の振込手数料を差し引いた残額について、当社所定の時期までにあらかじめ出店者が届け出た支払口座に支払うものとします。ただし、当社と出店者が別途合意したときは、当社は別の支払手段を用いることができるものとしますが、いずれの場合にも、出店者が届け出た支払口座が誤っていたことに起因して生じる一切の損害については、出店者の負担となるものとし、当社は何らの責任を負わないものとします。当社の責に帰さない事由により本条の支払が出来ないときは（支払い先としてLINE Moneyアカウントが合意されている場合において同アカウントが利用停止となったときを含むがこれに限られない。）、当社は、出店者が新たな支払手段を当社に対して指定するまで、本条の支払いを留保することが出来るものとします。	2 当社は、出店者に対し、当社所定の期間における送金依頼合計額（LINE Moneyアカウント保有者から送金依頼がなされた金額に、利用者に利用されたLINEポイント数およびFINSCHIA（フィンシア）数に応じ前項の規定に基づき計算された精算金を加え、そこから本条第5項に基づき返金の対象となった金額を差し引いた残額のうち、当社所定の期間におけるものをいう。）から、決済手数料およびこれに対する消費税ならびに当社所定の振込手数料を差し引いた残額について、当社所定の時期までにあらかじめ出店者が届け出た支払口座に支払うものとします。ただし、当社と出店者が別途合意したときは、当社は別の支払手段を用いることができるものとしますが、いずれの場合にも、出店者が届け出た支払口座が誤っていたことに起因して生じる一切の損害については、出店者の負担となるものとし、当社は何らの責任を負わないものとします。当社の責に帰さない事由により本条の支払が出来ないときは（支払い先としてLINE Moneyアカウントが合意されている場合において同アカウントが利用停止となったときを含むがこれに限られない。）、当社は、出店者が新たな支払手段を当社に対して指定するまで、本条の支払い

なお、当社は、LINE ポイントに係る精算金については、当該精算金の支払時において出店者が当社に対して負担する弁済期の到来したポイント料金、広告費その他一切の費用を控除してこれを支払うことができるものとします。	を留保することが出来るものとします。なお、当社は、LINE ポイントに係る精算金については、当該精算金の支払時において出店者が当社に対して負担する弁済期の到来したポイント料金、広告費その他一切の費用を控除してこれを支払うことができるものとします。

以上